

# 令和7年度 第20回庁議要旨

日時：令和8年1月20日（火）  
午前9時～午前9時40分  
会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 債権管理の適正化及び市民負担の公平確保について（総務部）

本市では、平成30年3月、債権管理に係る統一的な基準とする石巻市債権管理基本方針を策定し、以降、全庁的に債権の適正管理に努めてきたほか、石巻市行財政改革推進プラン2025に基づき、財源の安定確保を目指して各種債権の収入率・収納率の向上に取り組んでいる。

しかし、本市が抱える債権は、近年、増加傾向にあり、厳しい財政状況にある本市にとって、未収金の解消は大きな課題の1つとなっており、さらに行政サービスを利用する市民間の受益と負担の公平確保に支障が生じている。

また、限られた人員により債権回収を適正かつ円滑に行うためには、債権管理に係るルールの厳正化や事務効率の向上が求められている。

石巻市債権管理条例を制定し、債権回収を強化するとともに、将来的に回収が見込まれない債権の円滑な放棄等による事務効率の向上を目指すもの。

#### (1) 主な内容

次の事項を定めた条例を制定し、各種法令等による債権回収手続の徹底や、計画的な債権回収に取り組むなど、全庁を挙げてより一層強い姿勢で債権回収に臨み、債権管理の強化を図るほか、将来的に回収が見込まれない債権（非強制徴収債権）の放棄等を円滑に進め、債権管理に係る事務の効率化を図る。

#### ア 債権管理の強化に関する事項

- ・ 台帳の整備
- ・ 徴収計画の策定
- ・ 強制執行、保全、取立て等の必要な措置の確実な実施

#### イ 債権管理の事務効率の向上に関する事項

- ・ 徴収停止、債務の免除の適切な実施
- ・ 債権の放棄の円滑化

#### (2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市債権管理条例の制定について提案  
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

3月 石巻市債権管理条例施行規則の制定  
石巻市行財政改革推進プラン2030の策定

## 2 組織の見直しについて（総務部）

国の第2期復興創生期間が令和7年度をもって終了することを踏まえ、本市においても、復興に対応した体制から、将来を見据えた平時の体制への転換が求められている。

行政組織については、震災からの復興を推進するために設置した部・課（室）のスリム化を図るとともに、脱炭素社会の実現や災害援護資金貸付金等の債権解消に向けた取組などを強化し、人口減少等をもたらす行政課題や多様化する市民ニーズに対応できる持続可能な体制の整備が急務となっている。

各種行政課題に対応し、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進していく組織体制への転換を目指し、効果的・効率的な組織の改編等を行うもの。

### (1) 主な内容

震災からの復興を推進するために設置した組織のスリム化及び将来を見据えた組織体制とするため、次のように組織を改編する。

#### ア 部の変更

「復興企画部」を「企画部」に改める。

#### イ 課等の変更

- ① 「納税課」を「収納推進課」に改める。
- ② 「復興推進課」を廃止する。
- ③ 「環境課」と「廃棄物対策課」を統合し「環境未来推進課」に改める。
- ④ 「生活再建支援室」を廃止する。
- ⑤ 「工事検査課」を「契約検査課」に改める。

### (2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市組織条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

3月 組織見直しに伴う関係例規の改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

## 3 民間資金を活用した地方創生の取組を推進するための地域再生計画の策定について（復興企画部）

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、地方公共団体が策定し、国から認定された地域再生計画については、計画に位置付けられた事業への地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）の活用が可能となっており、本市では、その活用を目的とした地域再生計画（計画名：石巻市まち・ひと・しごと創生推進計画）を策定し、令和3年に国の認定を受け、その後、計画期間の延長等、数度の計画変更を経て現在に至っている。

地域再生計画認定以降、計画に位置付けられた事業に対する企業版ふるさと納税により、民間資金を活用した地方創生の取組が推進されてきた。

現在の認定地域再生計画の期限が令和8年3月31日となっており、引き続き、地方創生の取組を民間資金も活用しながら推進していく必要があることから、計画期間の見直しが必要となっている。

また、現在の認定地域再生計画の内容が、第2次総合計画前期基本計画に位置付けた地方創生の取組となっており、今般、第2次総合計画後期基本計画と一体的に人口戦略が策定されたことを踏まえ、地域再生計画の内容についても見直しの必要が生じている。

企業版ふるさと納税の活用による地方創生の取組を推進するため、新たな地域再生計画を策定するも

の。

(1) 主な内容

- ア 計画の名称 石巻市人口戦略計画
- イ 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- ウ 目標（計画の概要）

東日本大震災や少子高齢化の影響による人口減少により、本市の人口は2050年には約8.7万人まで落ち込むことが見込まれ、地域コミュニティの弱体化や経済規模の縮小が懸念されていることを踏まえ、①安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる、②絆を大切にし人が集まるまちをつくる、③結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる、④災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる、の4つの対応方針を掲げ、対応方針に基づく施策と事業の展開により、誰もが住み続けたいと思える持続可能な地域づくりを目指すことを目標とする。

エ 数値目標

K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の対応方針
市の事業により創出された就業者の5年定着率 (企業立地指定企業、新規創業者、水産業担い手育成支援者、農業担い手育成支援者) [単年]	企業立地：96.80% 新規創業：52.94% 水産業：66.70% 農業：52.00%	企業立地：97.00% 新規創業：72.96% 水産業：76.90% 農業：52.00%	人口戦略 対応方針1
社会増減率 [単年]	▲0.51%	▲0.16%	人口戦略 対応方針2
合計特殊出生率 [単年]	1.09	1.09	人口戦略 対応方針3
15歳～49歳年度末女性人口	21,678人	20,171人	
住み続けたいと思う市民の割合 [単年]	72.32%	79.32%	人口戦略 対応方針4
地域の防災対策が推進されていると感じる市民の割合 [単年]	56.15%	71.00%	

※第2次総合計画後期基本計画（人口戦略）に定めた重要目標達成指標（K G I）と同様

オ 事業の名称

人口戦略事業

- ① 安定した雇用を創出し稼ぐまちをつくる事業
- ② 絆を大切にし、人が集まるまちをつくる事業
- ③ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる事業
- ④ 災害に強く安全安心に暮らせる魅力的なまちをつくる事業

カ 寄附の金額の目安

20,021,533千円（令和8年度～令和12年度累計）

※令和6年度における本市の標準財政規模（40,043,067千円）の10%×5か年

(2) 今後の予定

- 令和8年1月下旬 地域再生計画認定申請書の提出
- 3月下旬 地域再生計画の認定

#### 4 石巻市電源立地促進対策交付金事業基金の廃止について（復興企画部）

本市では、電源立地促進対策交付金により牡鹿地区で整備した公共用施設の修繕、その他の維持補修費用に充当することを目的に、平成17年に、電源立地促進対策交付金の一部を積み立てた石巻市電源立地促進対策交付金事業基金を設置し、これまで、牡鹿保健福祉センターの修繕や市道寄磯線の維持補修に要する経費に充当するなど、基金の活用を図ってきたところであるが、令和7年度実施の牡鹿保健福祉センター空調・換気設備改修事業への充当をもって残額がなくなる見込みとなっている。

石巻市電源立地促進対策交付金事業基金を廃止するもの。

##### (1) 主な内容

石巻市電源立地促進対策交付金事業基金を廃止する。

##### (2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市電源立地促進対策交付金事業基金条例の廃止及び関係予算案について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

3月 石巻市電源立地促進対策交付金事業基金条例施行規則の廃止  
（施行予定年月日：令和8年4月1日）

#### 5 石巻市過疎地域持続的発展計画の策定について（復興企画部）

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和12年度末までの時限立法）が施行されたため、同法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、令和3年12月に石巻市過疎地域持続的発展計画を策定した。

現計画は令和7年度末で期限を迎えることから、本計画に基づく各種事業を継続するため、令和8年度から令和12年度までの次期計画を策定する必要がある。

同法に基づき、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指し、新たに次期計画を策定するもの。

##### (1) 主な内容

石巻市過疎地域持続的発展計画を新たに策定する。

###### 【対象地区】

河北地区、雄勝地区、桃生地区、北上地区、牡鹿地区

###### 【計画期間】

令和8年度～令和12年度（5年間）

###### 【計画書の構成】

###### ア 基本的な事項

- ①市の概況 ②人口及び産業の推移と動向 ③行財政の状況
- ④地域の持続的発展の基本方針 ⑤地域の持続的発展のための基本目標
- ⑥計画の達成状況の評価に関する事項 ⑦計画期間
- ⑧公共施設等総合管理計画との整合

###### イ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

###### ウ 産業の振興

- エ 地域における情報化
- オ 交通施設の整備、交通手段の確保
- カ 生活環境の整備
- キ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ク 医療の確保
- ケ 教育の振興
- コ 集落の整備
- サ 地域文化の振興等
- シ 再生可能エネルギーの利用の推進
- ス 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

イ～シについて、下記内容をそれぞれ記載

- ① 現況と問題点
- ② その対策
- ③ 計画
- ④ 公共施設等総合管理計画等との整合

(2) 今後の予定

- 令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市過疎地域持続的発展計画の策定について提案
- 3月 国及び県へ計画書を提出

**6 石巻市牡鹿地区市民バスの定期券の取扱い等の見直しについて（牡鹿総合支所、復興企画部）**

本市では、牡鹿地区の公共交通の整備を図り、市民の福祉の増進及び生活環境の向上に資するため、「石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、「石巻市牡鹿地区市民バス（以下「市民バス」という。）」を運行している。

石巻市新山浜など、条例で規定する住所地の児童が鮎川小学校及び大原小学校に通学する場合、市民バスの使用料を無料としているが、震災後、道路工事により通学路の安全確保が困難だったことから、教育委員会からの要請により、通学利用時に限り児童の住所地に関わらず市民バスの使用料を無料とする特例の措置を講じてきた。この無料特例措置は、道路工事が令和7年度で完了することに伴い、終了となる。

令和7年10月、教育委員会による保護者説明会で、保護者より、震災後の通学路には建物がなく、地域住民の往来が少ないことから、児童の徒歩通学に不安が残るとして、市民バスの使用料に係る無料特例措置終了後も、引き続き通学に市民バスを利用したい旨の要望があった。

市民バスの定期券の発行対象について、条例に基づき、牡鹿地区に住所を有する高等学校通学者に限定してきたことから、市民バス利用者の利便性向上のため、見直しを行う必要が生じている。

石巻市牡鹿地区市民バスの定期券の取扱い等の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 定期券の取扱いの見直し

定期券の発行対象について、牡鹿地区に住所を有する高等学校通学者に限定していた規定を廃止する。

また、定期券の額の算定を市内地区と同等とし、均衡を図る。なお、小学校児童の定期券の額は2分の1の額とする。

令和8年度から	令和7年度まで
<p>石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例第6条</p> <p>3 第1項各号の規定にかかわらず、定期乗車券（以下「定期券」という。）により乗車する者の使用料は、次の各号に掲げる定期券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月定期券 第1項に規定する使用料に40を乗じて得た額に100分の<u>50</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 3箇月定期券 <u>前号</u>に規定する使用料に<u>3</u>を乗じて得た額に100分の<u>95</u>を乗じて得た額</p> <p>4 <u>小学校児童の定期券</u> 第3項各号に規定する使用料の2分の1の額とする。</p>	<p>石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例第6条</p> <p>3 第1項各号の規定にかかわらず、<u>通学</u>定期乗車券（以下「定期券」という。）により乗車する者の使用料は、次の各号に掲げる定期券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月定期券 第1項に規定する使用料に40を乗じて得た額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 3箇月定期券 <u>第1項</u>に規定する使用料に<u>120</u>を乗じて得た額に100分の<u>30</u>を乗じて得た額</p> <p>4 <u>前項の定期券を使用することができる者は、牡鹿地区に住所を有する者で高等学校への通学のために乗車するものとする。</u></p>

イ 小学校通学に係る無料対象住所地の追加

市民バスの通学利用時の無料対象に、網地島（長渡浜及び網地浜）から鮎川小学校に通学する児童を追加する。

(2) 今後の予定

令和8年1月 石巻市地域公共交通活性化協議会にて審議

2月 市議会第1回定例会に石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

## 7 石巻市牡鹿クリーンセンターの名称変更について（市民生活部）

牡鹿クリーンセンターは、平成7年9月に旧牡鹿町において宮城県電源立地地域対策交付金を活用して建設され、牡鹿地区における一般廃棄物の焼却と中間処理を行う施設として稼働してきたところであるが、稼働開始から22年経過した平成30年3月に、主要施設である焼却施設が老朽化を理由に稼働を停止した後は、牡鹿クリーンセンターの一角で中間処理となる選別作業等が行われるのみとなっていた。

本市の解体が必要な廃棄物処理施設については、廃棄物処理施設年次解体計画を定め、計画的に解体を行うものとしており、牡鹿クリーンセンターの焼却施設は、令和8年度から9年度にかけて解体を行う予定となっている。

焼却施設解体後は、牡鹿クリーンセンターの機能が中間処理を行う施設のみとなることから、本市が所有する他の中間処理を行う施設と名称を合わせる必要が生じている。

石巻市牡鹿クリーンセンター焼却施設の解体に伴い、施設の名称を変更するもの。

(1) 主な内容

牡鹿クリーンセンターの名称を「牡鹿一般廃棄物処理場」に変更するもの。

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市廃棄物処理施設条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和8年4月1日)

## 8 石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）の用途廃止について（北上総合支所、保健福祉部）

石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）は、相川診療所の医師住宅として平成15年度にへき地診療所施設整備費補助金を活用し建設された。平成20年3月に相川診療所の医師が退職し、相川診療所は橋浦診療所に統廃合されたことにより、橋浦診療所の医師住宅として管理してきた。

平成23年3月に発生した東日本大震災により、医師住宅の隣地に相川仮設住宅団地が整備されてからは、仮設住宅団地の集会所として平成30年6月まで一時的に活用していた。

その後、橋浦診療所に勤務する医師による今後の利用も考えられたことから、引き続き医師住宅として管理してきたところであるが、これまでの利用はない。

医師住宅として利用していない現状を踏まえ、石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）を廃止するもの。

(1) 主な内容

廃止する施設の概要

ア 名称	石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）
イ 所在地	石巻市北上町十三浜字崎山41番地2
ウ 設置年月	平成16年4月
エ 建物構造	木造平屋建て
オ 敷地面積	917.00㎡
カ 延床面積	94.81㎡

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市診療所職員宿舎に関する規則の廃止（施行予定年月日：令和8年4月1日）

## 9 公立保育所・こども園の食材料費の改定について（保健福祉部）

本市の公立保育所及びこども園において3歳以上児に提供している副食（主食を除くおかず）に要する費用（以下、「賄材料費」という。）のうち、保護者が負担する費用（以下、「食材料費」という。）については、「幼児教育・保育の無償化」開始時において「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について（令和元年6月27日付内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）」で国が示した保護者負担の目安となる額を設定して以降、現在まで改定していない。

本市の賄材料費は、物価高騰を背景に年々上昇しており、国においても、食材料費を含む保育所等にかかる費用の基準（以下、「公定価格」という。）を令和5年度以降毎年引き上げているものの、本市では保護者の負担を抑えるため、食材料費については地方創生臨時交付金を活用し、増額改定を見送って

きたところである。

令和7年4月にも、公定価格の一部が改正され、食材料費に関する単価の増額が行われたことから、公立保育所・こども園においても食材料費の見直しが必要となっている。

食材価格の高騰下でも、幼児の健やかな成長に必要な栄養を確保した給食の提供を維持するため、公立保育所・こども園の食材料費の増額改定を行うもの。

#### (1) 主な内容

##### ■食材料費の改定

公立保育所・こども園の食材料費について、近年の物価高騰の状況を鑑み、国の公定価格のうち、食材料費に関する単価（令和7年度は4,900円）を目安として改定を行う。

なお、令和8年度から3年間は今回設定する金額にて据え置き、令和10年度に改めて食材料費の改定について検討することとする。

区分	改定後	改定前	比較
1号認定の3歳以上児	月額 <u>3,600円</u>	月額 <u>3,000円</u>	600円増
2号認定の3歳以上児	月額 <u>4,900円</u>	月額 <u>4,500円</u>	400円増
一時預かり事業対象者	一食 <u>300円</u>	一食 <u>180円</u>	120円増

※ 3歳未満児は保育料に含まれるため、今回の改定は行わない。

※ 1号認定は一月当たり20日、2号認定は一月当たり25日の提供日数。

※ 一時預かりの食材料費については、3歳未満児の利用が主であることから、3歳未満児の給食費から単価を設定。単価の設定に当たっては、「幼児教育・保育の無償化」が開始された際に国が示した給食費である7,500円（副食費4,500円＋主食費3,000円）を保育認定の場合の提供日数25日で除した金額とした（7,500円÷25日＝300円）。

#### (2) 今後の予定

令和8年1月 石巻市保育所等の食材料費の徴収に関する規則の一部改正

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

2月 公立保育施設継続児説明会、新入児童説明会にて改正に係るお知らせの配布

（ホームページでも周知）

### 10 道路占用料、公共物使用料及び公園占用使用料の改定について（建設部）

本市の道路、公共物及び公園に、民間企業等が電柱等の設置やガス管や上下水道管等の埋設を行う場合に発生する占用料等については、市域内の国道に同様の電柱等が設置される場合に発生する道路占用料と整合性を図るため、道路法施行令（昭和27年政令第479号）に定められた国道の道路占用料に準拠してその額を定めている。

令和7年12月26日に道路法施行令の一部が改正され、令和8年4月1日から国道の道路占用料が改定されることから、本市の道路、公共物及び公園の占用料等についても改定する必要が生じている。

道路法施行令の一部改正による国道の道路占用料の改定に合わせ、本市の道路占用料、公共物使用料及び公園占用使用料を改定するもの。

(1) 主な内容

ア 道路占用料

○石巻市道路占用料条例の改正

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の額の改定
- ・定率物件（食事施設、購買施設等）の率の改定

イ 公共物使用料

○石巻市公共物管理条例の改正

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の額の改定

ウ 公園占用使用料

○石巻市都市公園条例の改正

- ・定額物件（ガス管、上下水道管等）の額の改定

※一部単価は電気通信事業法の単価を根拠としているため、その額については改定を行わない。

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

## 11 石巻市住吉学びサポートセンターの開設について（教育委員会）

本市では、心理的要因等により小学校及び中学校に登校できない児童生徒並びに学習に不安を抱える児童生徒に対し、学習機会の確保と社会的自立に向けた支援を行うとともに、保護者や教職員を対象に、学校生活への不安や心配がある児童生徒に関する相談及び支援を行うため、令和5年度に「石巻市学びサポートセンター」を開設し、石巻市向陽町の施設を拠点として運営している。

近年の児童生徒の支援ニーズの多様化や利用者の増加による受け入れ環境のひっ迫化を踏まえ、施設の拡充が必要となっている。

令和7年3月に閉園した旧住吉幼稚園施設を活用し、本市では2か所目となる、石巻市住吉学びサポートセンターを開設するもの。

(1) 主な内容

旧住吉幼稚園施設を活用し、既存施設に加え、新たに「石巻市住吉学びサポートセンター」を開設する。

また、既存施設の名称を「石巻市学びサポートセンター」から「石巻市向陽学びサポートセンター」に改める。

施設名称	位置
石巻市向陽学びサポートセンター	石巻市向陽町三丁目13番7号
石巻市住吉学びサポートセンター	石巻市南中里一丁目8番25号

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市学びサポートセンター条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

## 12 学校給食費の改定及び給食費負担軽減交付金（仮称）の活用について（教育委員会）

学校給食費については、物価高騰による食材費の値上がりに対応するため、令和6年度に単価改定を行っているが、その際保護者負担額については、経済的負担を考慮し、令和4年度改定時の単価に据え置いてきた。現在も物価高騰が続いている状況の中、現行の給食費では栄養バランスのとれた質と量を維持することが困難となっている。

また、小学校の給食費においては、令和8年度から国において「給食費負担軽減交付金（仮称）」が交付されることとなり、県内の自治体においても当該交付金等を活用し、小学校給食費の無償化を図る動きが加速している。

児童生徒の健全な発育に必要な栄養バランスのとれた質と量を保った給食の提供を維持するため、学校給食費を実情に見合った単価に改定するほか、小学校の単価については、国が創設した交付金を活用し、更なる保護者負担軽減を行うよう改定するもの。

### (1) 主な内容

#### ア 学校給食費の改定

物価高騰に見合った単価に改定する。

(一食あたりの単価)

区分	改定後	改定前	比較
小学校	<u>370円</u>	<u>319円</u>	51円増
中学校	<u>450円</u>	<u>382円</u>	68円増
幼稚園	<u>312円</u>	<u>262円</u>	50円増

#### イ 保護者負担額の引き上げ

学校給食法による賄材料費の保護者負担原則を踏まえ、学校給食費の単価改定に合わせて引き上げを行う。ただし、学校給食センター運営委員会からの答申を踏まえ、家計への影響を抑えるため、令和8年度は差額（上昇）分を公費と保護者で折半することとし、令和9年度に本来の単価に引き上げる段階的な緩和措置を講じる。

区分	① 現単価	② R8単価	③ 新単価（R9～）	①、③比較
小学校	<u>286円</u>	<u>328円</u>	<u>370円</u>	84円増
中学校	<u>350円</u>	<u>400円</u>	<u>450円</u>	100円増
幼稚園	<u>240円</u>	<u>276円</u>	<u>312円</u>	72円増

#### ウ 給食費負担軽減交付金（仮称）の活用について

小学校の単価については、国から「給食費負担軽減交付金（仮称）」を交付されることとなったことから、上記イの新単価に交付金を充当し、保護者の実質負担額を以下のとおりとする。

区分	現単価	新単価（R8～）	比較
小学校	<u>286円</u>	<u>52円</u>	234円減

### (2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に関連当初予算案を提案

令和8年石巻市教育委員会第2回定例会において報告

保護者に学校給食費改定（案）を周知

3月 石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正

4月 改定後の学校給食費及び保護者負担額の適用開始

## [報告事項]

### 1 不利益処分における聴聞通知の公示方法の見直しについて（総務部）

本市では、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に共通する事項について、石巻市行政手続条例を定め、運用している。

国は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル改正法」という。）により行政手続法を改正し、公示送達制度における書面掲示規制の見直しを行った。

行政手続法の改正に伴い、本市においても不利益処分における聴聞通知の公示方法を見直すもの。

#### (1) 主な内容

不利益処分における聴聞通知の公示方法について、これまでの「行政庁の事務所の掲示場に掲示する方法」に加え、「インターネットによる公表する方法」及び「市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示した事項を閲覧できる状態に置く方法」を新たに追加するもの。

#### (2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市行政手続条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和8年5月21日）

3月 関係規則等の一部改正（施行予定年月日：令和8年5月21日）

### 2 第4期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について（産業部）

本市では現在、令和7年3月に内閣総理大臣の認定を受けた第4期中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和7年4月～令和12年3月）に基づき、街なかの魅力を活かしさまざまなチャレンジが生まれることで、中心市街地における更なる活性化を目指している。

本計画掲載事業の進捗状況等に合わせて記載内容を変更することにより、市民に対する正確な情報発信を図る。

#### (1) 主な内容

以下の内容について記載を変更するもの。なお、計画の基本的事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は行わない。

##### ア 事業実施期間の変更

	事業名	変更点
1	文化財ガイドボード等整備事業	【事業実施時期の変更】 令和7年度→令和7年度～令和8年度 【支援措置実施時期の変更】 令和7年度→令和7年度～令和8年度

##### イ 関連する会議等の開催情報の更新

#### (2) 今後の予定

令和8年1月 内閣総理大臣変更認定申請

3月 内閣総理大臣変更認定

### 3 林野火災注意報発令に伴う森林等における火入れ規制の条件の見直しについて（産業部）

総務省消防庁は、令和7年2月に大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、各自治体が策定する火災予防条例のガイドラインとなる、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部を改正し、林野火災の予防を目的に市町村長等が新たに林野火災注意報を発することができる規定を追加した。

火災予防条例（例）の改正を踏まえ、石巻地区広域行政事務組合消防本部は、令和7年12月に石巻地区広域行政事務組合火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から、石巻地区での林野火災注意報の運用を開始している。

石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の改正を踏まえ、本市の林野火災注意報発令時の森林等における火入れの規制の取扱いの見直しを行うもの。

#### (1) 主な内容

石巻市森林等における火入れの規制に関する条例を改正し、森林法に規定する森林及び森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地における火入れ（土地の利用上の目的をもってその土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却すること）の規制に関して、「火入れを行ってはならない条件」及び「火入れ中に速やかに消火しなければならない条件」に「林野火災注意報が発令された場合」を加えるもの。

#### (2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

### 4 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法の見直しについて（教育委員会）

宮城県では、令和8年度入試から、公立高等学校入学者選抜の出願手続きにウェブ出願システムを導入することとしている。令和7年3月に県立学校条例、令和7年9月に県立学校条例施行規則が改正され、入学者選抜手数料及び入学金の徴収についても同システムを使用し、指定納付受託者に納付を委託する方法（クレジットカード決済、コンビニ決済、ペイジー決済のいずれか）により行うこととされた。

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金は、「石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則」に基づき、納入通知書による方法で徴収を行っていることから、徴収方法の見直しを行う必要が生じた。

宮城県の条例等の改正に合わせ、石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法を見直したもの。

#### (1) 主な内容

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法について、納入通知書による方法に加え、指定納付受託者に納付を委託する方法（クレジットカード決済、コンビニ決済払い、ペイジー決済のいずれか）を追加した。

#### (2) 今後の予定

令和8年1月 令和8年石巻市教育委員会第1回定例会に報告  
2月 令和8年度宮城県公立高等学校入学者選抜ウェブ出願受付開始

## 5 物価高対応子育て応援手当支給事業の実施について（保健福祉部）

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国は、令和7年11月に閣議決定した「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）において、0歳から高校3年生までのこども達に1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当を創設した。

その後、令和7年12月に令和7年度補正予算が成立し、こども家庭庁から全ての自治体に対し、物価高対応子育て応援手当の支給に関する通知が発出された。

物価高の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、物価高対応子育て応援手当を支給するもの。

### (1) 主な内容

子育て世帯等への支援として、物価高対応子育て応援手当を支給する。

#### ア 支給対象者

平成19年4月2日から令和8年4月1日までに生まれた児童を養育している者

#### イ 申請方法及び支給時期

	対象者	申請の要否		支給時期
①	平成19年4月2日以降から基準日（令和7年9月30日）までに生まれた児童を養育している者	公務員以外	申請不要	令和8年2月下旬
②	※令和7年10月支給（9月分）の児童手当の支給を受けている者及び令和7年9月に生まれた児童を養育している者	公務員	所属官公庁からの証明書を添付の上、居住市区町村に申請が必要	令和8年3月から順次支給
③	基準日（令和7年9月30日）の翌日から令和8年4月1日までに生まれた児童を養育している者 ※国の支給要件は令和8年3月31日までに出生した児童となっているが、教育機関等で同学年となる4月1日生まれの児童についても対象とする（本市独自支援）。	申請必要		令和8年3月から順次支給

ウ 支給見込世帯数 10,476世帯（児童16,500人）

[内訳] ①児童手当受給 14,503人

②公務員 1,728人

③出生児童 269人

エ 給付金額 児童1人当たり一律2万円

### (2) 今後の予定

令和8年1月 市議会第1回臨時会に係る補正予算案について提案

石巻市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱の制定

（施行予定年月日：令和8年1月28日）

市ホームページ等により周知

## 6 低所得ひとり親世帯生活費支援事業の実施について（保健福祉部）

令和7年12月、地域における緊急的な支援をひとり親家庭等に対して行うことが盛り込まれた「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が追加配分された。

宮城県では、同交付金を活用し、低所得ひとり親世帯を対象とした支援事業を実施する県内市町村（仙台市除く。）に対し、事業費の補助を行うこととした。

宮城県の補助金を活用し、物価高の影響を受けている低所得ひとり親世帯等に対する生活費支援事業を実施するもの。

### (1) 主な内容

低所得ひとり親世帯等への支援として、「低所得ひとり親世帯生活費支援給付金」を支給する。

ア 支給対象 石巻市から令和8年1月期に児童扶養手当が支払われた世帯

（石巻市から転出した場合を除く）

イ 支給見込世帯数 1, 150世帯

ウ 給付金額 1世帯当たり一律1万円

エ 給付時期 令和8年3月

### (2) 今後の予定

令和8年1月 市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案

石巻市低所得ひとり親世帯生活費支援事業実施要綱の制定

（施行予定年月日：令和8年1月28日）

3月 市ホームページにより周知するほか、対象者へ通知する。

## 7 物価高騰への対応に伴う医療機関等支援事業の実施について（保健福祉部、病院局）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内医療機関等を支援するもの。

### (1) 主な内容

ア 交付対象者

申請日時点において、市内に所在する保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）又は助産所、施術所及び歯科技工所を運営する事業者。

※地方公共団体が直接運営を行う診療所は除く。

イ 支援金の額

施設区分	支援金額
病院	15千円/床
診療所（有床）	300千円
診療所（無床）	100千円
訪問看護、助産所	50千円
薬局	50千円
施術所	50千円
歯科技工所	50千円

ウ 交付回数

1事業者につき1回限り。

(2) 今後の予定

- 令和8年 1月 市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案（民間分）  
石巻市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱の制定  
（施行予定年月日：令和8年2月1日）
- 2月 事業開始（周知、申請受付）  
市議会第1回定例会に関係補正予算案について提案（市立分）

**8 物価高騰への対応に伴う低所得者世帯支援事業（給付金支給）の実施について（保健福祉部）**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分された。

同交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するもの。

(1) 主な内容

支給対象者	想定対象数	支給金額	支給方法
基準日時点で石巻市に住民登録のある住民税非課税世帯等	22,000世帯	1世帯当たり 15,000円	原則、口座振込により支給

※基準日：令和7年12月1日

(2) 今後の予定

- 令和8年1月 令和7年度非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金事務実施要綱の制定  
（施行予定年月日：令和8年2月16日）  
市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案
- 2月上旬 コールセンター設置、ホームページ等による周知、生活保護世帯に支給のお知らせ送付
- 2月中旬 生活保護世帯へ支給（振込）
- 2月下旬 支給のお知らせ（プッシュ）及び支給要件確認書を該当世帯に発送
- 3月中旬 支給のお知らせ対象世帯に支給

3月下旬～ 支給要件確認書対象世帯への支給開始

4月末 支給完了

## 9 物価高騰への対応に伴う保育施設食材料費支援事業の実施について（保健福祉部）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分された。

同交付金を活用し、保育施設の食材料費の高騰分に対する支援を実施し、各施設及び利用者の負担軽減を図るもの。

### (1) 主な内容

#### ア 私立保育施設への対策

食材料費について、令和3年度と比較し増額分の経費を補助する。

※私立認可保育所13施設、私立認定こども園7施設、小規模保育事業所7施設、認可外保育施設13施設、公立保育所（指定管理分）1施設

#### イ 公立保育施設への対策

食材料費について、物価高騰を加味して令和8年度から保護者負担額を増額改定するが、増額分に交付金を充てることで保護者の負担を抑える。

※公立保育所14施設、公立認定こども園2施設

### (2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案

4月～ 石巻市保育所等物価高騰支援事業費補助金交付要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

補助金交付申請受付及び補助金交付開始

## 10 物価高騰への対応に伴う石巻市地域商品券事業の実施について（産業部）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分された。

同交付金を活用して石巻市地域商品券事業を実施し、食料品の物価高騰等の影響を受けている生活者及び事業者を支援するもの。

### (1) 主な内容

#### 【石巻市地域商品券事業】

食料品の物価高騰等の影響を受けた生活者及び事業者の双方を支援し、消費拡大を通じた地域経済の活性化を図るため、割増地域商品券を販売する。

- ・対象  
全世帯(世帯主)
- ・販売方法  
全世帯宛に引換券1通を送付し、世帯主は引換券を郵便局に持参し、割増商品券を購入
- ・支給額  
1冊額面10,000円の商品券(1,000円×(共通券4枚+地元券6枚))を4,000円で販売  
1世帯あたり2冊まで販売  
加盟店登録された店舗で利用可能  
発行冊数:120,000冊(1,200,000枚)  
総額:1,200,000千円(割増分720,000千円)

(2) 今後の予定

- 令和8年1月 市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案
- 2月～ 石巻市地域商品券事業実施要綱の制定  
市ホームページ等により周知
- 6月～ 地域商品券販売開始

## 1.1 物価高騰への対応に伴う事業者等支援事業の実施について(産業部)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～(以下「経済対策」という。)に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている事業者等を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 信用保証料支援事業

物価高騰の影響を受けている事業者等の軽減を図るため、石巻市中小企業融資制度を活用して金融機関から融資を受けた事業者等が、信用保証協会に支払う信用保証料を補助する。

イ 道路運送事業者等支援事業

燃油価格高騰の影響を受けている道路運送事業者等(トラック運送、貸切バス、乗合バス(高速バス)、タクシー(介護タクシー含む)、自動車運転代行業、海上タクシー、観光船等)に対し、台数(隻数)に応じて支援金を支給する。

ウ 清酒生産支援事業

清酒原料米の価格高騰が市内の清酒製造業者に及ぼす影響を緩和し、宮城県産米を使用した高品質酒造りの生産基盤の維持・強化を図るため、清酒製造業者が購入した令和7年産の県産原料米の数量に応じて、その経費の一部を補助する。

エ 燃油高騰対策事業(漁業者対象分)

燃油高騰による影響を受けている漁業者で、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入して

おり、給油実績を報告し補填が認められた漁船及び陸上設備等の燃料費（A重油、灯油）の一部を補助する。

オ 燃油高騰対策事業（園芸農家対象分）

原油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家の負担軽減を図るため、加温施設等に使用する燃油購入費の一部を補助する。

カ 配合飼料高騰対策事業

原油価格・物価高騰等の影響を受けている畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料購入費の一部を補助する。

(2) 今後の予定

令和8年1月	市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案
2月～	各事業の補助金交付要綱の制定 市ホームページ等により周知 各補助金交付申請受付開始 各補助金交付開始

## 12 物価高騰への対応に伴う学校給食費支援事業の実施について（教育委員会）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分された。

同交付金を活用し、幼稚園及び小中学校の給食実施に係る保護者負担軽減事業を実施するもの。

(1) 主な内容

【保護者負担軽減に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用】

小学校の保護者負担額については、国の施策である「給食費負担軽減交付金（仮称）」に基づき補助が示されたが、補助基準額では本市の給食費を全額賄うことができないことから、補助基準額を超える部分については、市と保護者で折半し、市の負担部分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する。

中学校及び幼稚園についても、単価引上げによる保護者負担の影響を可能な限り緩和するため、2年間による段階的な緩和措置を実施し、改定前保護者負担分と改定後保護者負担分の差額を市と保護者で折半し、市の負担部分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する。

(2) 今後の予定

令和8年2月	市議会第1回定例会に関係予算案を提案 令和8年石巻市教育委員会第2回定例会において報告 保護者に学校給食費改定（案）を周知
3月	石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正
4月	改定後の学校給食費及び保護者負担額の適用開始

【その他】

- ・石巻市新市施行20周年記念事業「高橋洋子m e e t sクリヤ・マコト」の開催に係る御礼について  
（市長、教育委員会）
- ・令和8年石巻市議会第1回臨時会の開催について（総務部）
- ・選挙協力について（総務部）
- ・原子力防災訓練の実施について（危機管理部）

以上